

電気通信設備点検業務共通仕様書

平成26年4月

独立行政法人水資源機構

目次

| | |
|--------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1条 適用 | 1 |
| 第2条 用語の定義 | 1 |
| 第3条 業務の着手 | 3 |
| 第4条 設計図書の貸与・支給及び確認 | 3 |
| 第5条 監督員 | 3 |
| 第6条 管理技術者 | 4 |
| 第7条 点検者 | 4 |
| 第8条 提出書類 | 5 |
| 第9条 打合せ等 | 5 |
| 第10条 業務計画書 | 5 |
| 第11条 貸与品等 | 6 |
| 第12条 関係官公庁への手続き等 | 6 |
| 第13条 成果物の提出 | 6 |
| 第14条 関連法令及び条例の遵守 | 6 |
| 第15条 業務の履行 | 7 |
| 第16条 業務の実施時間 | 7 |
| 第17条 休日又は夜間における作業 | 7 |
| 第18条 臨機の措置 | 7 |
| 第19条 完了検査 | 8 |
| 第20条 既済部分検査等 | 8 |
| 第21条 修補 | 8 |
| 第22条 設計図書の変更 | 9 |
| 第23条 契約変更 | 9 |
| 第24条 履行期間の変更 | 9 |
| 第25条 業務の一時中止 | 10 |
| 第26条 下請負 | 10 |
| 第27条 成果物の使用等 | 10 |
| 第28条 守秘義務 | 11 |
| 第29条 個人情報の取り扱い | 11 |
| 第30条 安全の確保 | 12 |
| 第31条 行政情報流出防止対策の強化 | 13 |
| 第2章 点検業務等 | 15 |
| 第1条 業務履行内容 | 15 |
| 第2条 一般事項 | 15 |

| | | |
|-----------|-------------|-----|
| 第 3 条 | 業務計画 | 1 5 |
| 第 4 条 | 総合点検 | 1 5 |
| 第 5 条 | 個別点検 | 1 5 |
| 第 6 条 | 巡回点検 | 1 5 |
| 第 7 条 | 臨時点検 | 1 6 |
| 第 8 条 | 災害等支援 | 1 6 |
| 第 9 条 | 設備等維持作業 | 1 6 |
| 第 1 0 条 | 技術的所見のとりまとめ | 1 6 |
| 第 1 1 条 | 報告等 | 1 6 |
| 第 3 章 成果品 | | 1 8 |
| 第 1 条 | 一般事項 | 1 8 |
| 第 2 条 | 点検記録簿 | 1 8 |

別紙「電気通信設備点検業務関係標準様式」

第1章 総則

第1条 適用

1. 電気通信設備点検業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が発注する電気通信設備(以下「設備」という。)の点検業務(以下「業務」という。)に係る機械・電気通信設備点検整備業務請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、又は共通仕様書の間に関連がある場合は、受注者は監督員に通知し確認や指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

1. 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「発注者」とは、契約職又は分任契約職をいう。
 - (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
 - (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、統括監督職員、主任監督職員、主任監督職員代理、監督職員を総称していう。

受注者には主として主任監督職員、主任監督職員代理及び監督職員が対応する。
 - (4) 「統括監督職員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約職等に対する報告等を行うとともに、監督職員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
 - (5) 「主任監督職員」とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理、及び関連業務の調整(重要なものを除く。)、設計図書の変更(重要なものを除く。)、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における統括監督職員への報告を行うとともに、監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
 - (6) 「主任監督職員代理」とは、監督職員の内あらかじめ主任監督職員代理として指定されるもので、主任監督職員の職務を補佐するとともに、主任監督職員に事故等がある場合にその職務を代わって行う者をいう。

- (7)「監督職員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なもの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督職員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- (8)「検査員」とは、契約書第26条第2項の規定に基づき、業務の検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (9)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行うもので、契約書第9条第1項に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (10)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (11)「契約書」とは、機械・電気通信設備点検整備業務請負契約書をいう。
- (12)「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、業務数量総括表を含むものとする。
- (13)「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (14)「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (15)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (16)「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (17)「質問回答書」とは、現場説明に関する入札参加予定者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (18)「業務数量総括表」とは、業務履行に関する業種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (19)「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図書等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- (20)「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (21)「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (22)「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に関わる事項（状況又は結果）について、書面をもって知らせることをいう。
- (23)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が、書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対

等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(25)「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、業務に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(26)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

ア 緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

イ 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

(27)「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(28)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。

(29)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(30)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(31)「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、下請負をする者をいう。

(32)「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第3条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せ等を開始することをいう。

第4条 設計図書の貸与・支給及び確認

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は、設計図書の内容を十分確認し、疑義のある場合は、監督員に書面により通知し、確認や指示を受けなければならない。

3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第5条 監督員

1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うこととする。ただし、緊急を要する場合、監督員は受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとする。
その場合、監督員は口頭で指示等を行った日から7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第6条 管理技術者

1. 受注者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。また、管理技術者は第7条第2項の必要に応じて定められる点検責任者を指揮・監督するものとする。
4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は管理技術者は、業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第7条 点検者

1. 受注者は、業務の履行に必要な技術知識、経験を有する点検者をあてるものとする。
2. 受注者は、管理技術者が業務の適正な管理・監督するために、必要に応じて次に示す点検責任者を定めることができる。
 - (1) 点検責任者は、各設備を点検するのに必要な技術力を有すること。
 - (2) 点検責任者は、業務の内容を十分把握すること。
 - (3) 点検責任者は、管理技術者の指導の元に現場業務の実施に関する事項及び実施結果に関する事項等について、監督員と打合せを行うこと。
 - (4) 点検責任者は、点検者を兼ねることができる。
 - (5) 点検責任者は、当該業務の設備毎に分担できるものとする。
3. 受注者は、災害発生時や緊急の臨時点検等において対応する際に、管理技術者の業務量急増や管理技術者自身の被災により業務が適切に遂行できない場合に備

え、点検責任者を管理技術者の補助者としてあらかじめ指定できるものとし、その場合は履行計画書にその旨記載すること。

なお、点検責任者が管理技術者を補助できる業務内容は次のとおりとし、具体的な業務の履行にあたっては、管理技術者の指揮・監督によるものとする。

- (1) 監督員から出される指示内容について、監督員と打合せを行うこと。
- (2) 監督員から出された指示について、管理技術者へ伝達すること。

第8条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式（別紙「電気通信設備点検業務関係標準様式」）により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第9条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、打合せ簿を作成するものとする。
2. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議しなければならない。

第10条 業務計画書

1. 受注者は、業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務内容
 - (2) 全体工程表
 - (3) 履行体制
 - ア 点検組織
 - イ 連絡体制
 - (4) 安全管理
 - (5) 報告
 - (6) その他
 - ア 準備計測器一覧
 - イ 提出図書様式
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、

その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督員が特に指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画にかかる資料を提出しなければならない。

第 1 1 条 貸与品等

1. 業務に直接必要な図書、予備品及び測定器具類等は発注者の所有するものを使用できるものとする。また設計図書に指定されていない図書、予備品及び測定器具類等についても、監督員と受注者が協議し業務等の履行上必要がある場合と認められる場合は使用することができる。
2. 受注者は、前項の規定により発注者の予備品及び測定器具類等を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとし、図書及び測定器具類等の引渡しを受けたときは、契約書第 1 4 条第 3 項に基づき受領書又は借用書を提出しなければならない。なお、予備品の受領書又は借用書については、点検記録簿に記載することでこれに替えることができる。
3. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。
万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 1 2 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 1 3 条 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了した時は、設計図書に示す成果物を提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第 1 4 条 関連法令及び条例の遵守

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、この仕様書、設計図書、及び次の各号に

掲げる諸法規、要領によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

- (1) 電波法及びこれに基づく政令等
- (2) 電波事業法及びこれに基づく法令等
- (3) 電気通信事業法、有線電気通信法及びこれに基づく法令等
- (4) 独立行政法人水資源機構電気通信設備保守要領
- (5) 独立行政法人水資源機構自家用電気工作物保安規程（本社、支社、局）
- (6) その他、関係諸法令

第15条 業務の履行

1. 点検者は、業務の履行に適した服装とし腕章等により身分を明確に表すものとする。

また、常に環境の整備等に留意するものとする。

2. 点検者は、常に設備等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。
3. 業務の履行にあたっては、設備等の運用を休止させてはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
4. 受注者は、台風、豪雨、積雪、暴風、洪水、地震、落雷、高潮、津波、地すべり、落盤等の災害やその他の天災（以下、「自然災害等」という。）に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。

第16条 業務の実施時間

1. 業務の実施時間は、次の各号に定める場合を除き、機構職員の勤務時間とする。
 - (1) 設備等の運用を停止しなければ、本業務の実施が不可能な場合
 - (2) 第1章第14条(4)に掲げる「独立行政法人水資源機構電気通信設備保守要領」で、あらかじめ休日又は勤務時間外に点検を実施することが決められている場合
 - (3) 業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合

第17条 休日又は夜間における作業

1. 受注者は、業務の実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員に承諾を得なければならない。

第18条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

2. 監督員は、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象及び自然災害等（以下、「天災等」という。）に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
3. 受注者は、業務の履行中において、設備等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに監督員に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、復旧作業を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督員に報告するとともに原因調査を行うものとする。
4. 前項の場合又は監督員が臨時に業務を指示した場合は、受注者は、これに応じるものとする。

第19条 完了検査

1. 受注者は、契約書第26条第1項の規定に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び業務管理責任者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 点検業務成果物の検査
 - (2) 点検業務管理状況の検査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第20条 既済部分検査等

1. 受注者は、契約書第28条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、既済部分または指定部分に係る検査を受けなければならない。
2. 発注者は、検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、業務の出来高に関する資料等を作成するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。
この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、業務の出来高について、業務実施結果状況（書類、記録及び写真）の検査を行うものとする。

第21条 修補

1. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定め

て修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てをできるものとする。

2. 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
3. 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第26条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第22条 設計図書の変更

監督員が、受注者に対して契約書第15条及び第16条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

第23条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、機械・電気通信設備点検整備業務請負契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により、契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、業務の履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第16条第1項の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第22条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者、又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第24条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第17条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第18条第1項に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第25条 業務の一時中止

1. 契約書第16条第2項及び第3項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、天災等による業務の中断については、第18条により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 関連する他の業務の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (2) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (3) 天候又は災害等によって、業務の遂行が困難と思われる場合
 - (4) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため、必要があると認めた場合
 - (5) 前号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第26条 下請負

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを下請負することはできない。
 - (1) 業務における総合的業務計画、業務遂行管理、点検手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見
2. 契約書第6条第3項但し書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第18条、第3章第6条、第3章第7条及び第3章第8条の監督員の指示による業務の下請負にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
4. 受注者は、第2項及び第3項に規定する業務以外の下請負にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、業務を下請負に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、機構の一般競争（指名競争）参加資格者（物品製造等）である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。

第27条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第2項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。

2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第28条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第27条第2項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第29条 個人情報の取り扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)及び同施工令に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は既存の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら使用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を

処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後についても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することが出来る。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第30条 安全等の確保

1. 受注者は、業務の実施に際しては、点検業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、業務を履行するにあたり常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、業務実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受注者は、業務の実施にあたっては安全の確保に努めると共に、労働安全衛生

法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

6. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第31条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、短時間臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役および顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止に関する

確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理態勢を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。
- 4) 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第2章 点検業務等

第1条 業務履行内容

履行設備及び履行内容等については、特記仕様書によるものとする。

第2条 一般事項

1. 点検業務等とは、次の各号にあげる業務内容をいう。

- (1) 業務計画
- (2) 総合点検
- (3) 個別点検
- (4) 巡回点検
- (5) 臨時点検
- (6) 災害等支援
- (7) 設備等維持作業
- (8) 技術的所見等のとりまとめ

第3条 業務計画

1. 業務計画とは、第1章第11条に定める貸与品、第1章第14条に定める遵守基準等及び設計図書を用いて解析、検討を行い点検手法、点検工程等各種計画の立案を行うとともに、総合点検でいう実施手順書の作成を行う。
2. なお、同一業務として解析、検討等を行うための資料収集等を行うことについても、これを業務計画という。

第4条 総合点検

1. 総合点検は、設備の総合的な性能・機能確認を行う点検であり、「電気通信設備点検基準」及び特記仕様書に基づき点検を実施するものとする。
2. 総合点検を実施するにあたっては、事前に第3条で作成した実施手順書及び予定工程表を監督員に提出するものとする。提出時期については、特記仕様書によるものとする。

第5条 個別点検

1. 個別点検は、機器単体の性能・機能確認を行う点検であり、「電気通信設備点検基準」及び特記仕様書に基づき点検を実施するものとする。
2. 個別点検を実施するにあたっては、事前に予定工程表を監督員に提出するものとする。提出時期については、特記仕様書によるものとする。

第6条 巡回点検

1. 巡回点検は、設備の設置環境に応じて機器の状態確認を行う点検で、「電気通信設備点検基準」及び特記仕様書に基づき点検を実施するものとする。ただし、

巡回点検は総合点検及び個別点検を補完するための点検であるため、総合点検及び個別点検と同時に巡回点検を実施してはならない。

- 巡回点検を実施するにあたっては、事前に予定工程表を監督員に提出するものとする。提出時期については、特記仕様書によるものとする。

第7条 臨時点検

- 臨時点検は、設備における機器の障害箇所の発見、報告及びその場での修理可能な軽微な作業等をいう。
- 臨時点検は、監督員の指示により実施するものとする。

第8条 災害等支援

- 災害等支援は、災害発生時における設備の被災状況把握、災害対応による設備運用支援等及び災害発生を想定した訓練等の設備運用支援等を行う作業を総称している。
- 広域災害発生時に業務履行場所以外の場所で、災害等支援が必要になった場合は、協議のうえ指示するものとする。
広域災害発生時の災害等支援については、現地対応の体制が整うまでの短期間を基本とし、作業期間の目安について協議の際に見込んでおくものとする。なお、あらかじめ見込んでいた作業期間に変更が予想される場合には、速やかに協議するものとする。
- 災害等支援は、特記仕様書及び前項によるほか監督員の指示により実施するものとする。

第9条 設備等維持作業

- 設備等維持作業は、設備の設置環境等を維持するための清掃、除草等の軽微な作業をいう。
- 設備等維持作業は、特記仕様書によるほか監督員の指示により実施するものとする。

第10条 技術的所見のとりまとめ

- それぞれの設備毎のデータ等を判定基準値と比較し、機器の状態等を所見にとりまとめるものとする。
- 完成図書及び過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見にとりまとめるものとする。

第11条 報告等

- 総合点検、個別点検及び巡回点検を行った場合は、設備の現況概要等について、速やかに監督員に報告するものとする。また、履行内容等については第3章第2条の点検記録として監督員に報告する。なお、設備等に異常状態が発生し、又は

発生が予想される場合については、第1章第18条により、受注者は、適切に対応しなければならない。

2. 総合点検及び個別点検の測定データ等については、第3章第2条により監督員に提出するものとする。ただし、監督員が一部測定データ等の提出を指示する場合、点検記録簿とは別に測定データ等を提出しなければならない。
3. 総合点検及び個別点検の測定データ等から、第3章第9条の技術的所見についても点検記録簿により提出するものとする。
4. 臨時点検を行った場合は、障害の状況、対処内容、機器修繕に必要な部品仕様、概算費用等について、速やかに監督員に提出するものとする。また、7日以内に障害状況、作業内容等を文書にて報告するものとする。
5. 災害等支援を行った場合は、作業内容について速やかに監督員に報告するものとし、報告周期は1日とする。また、7日以内に作業内容等を文書にて提出するものとする。
6. 設備等維持作業を行った場合は、作業内容について速やかに監督員に報告するものとする。また、7日以内に作業内容等を文書にて提出するものとする。

第3章 成果物

第1条 一般事項

1. 業務の成果物は、第2条で定める点検記録簿を作成し、提出するものとする。
なお、成果物の体裁及び提出部数については特記仕様書によるものとする。

第2条 点検記録簿

1. 受注者は、業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。また、点検記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要
- (2) 点検結果による技術的所見
- (3) 点検記録及びデータ類
- (4) 現場写真（カラー）

点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は設備毎を原則とする。
なお、写真の大きさ、提出形式等については、デジタル写真管理情報基準(案)によるものとする。

- (5) 臨時点検、災害等支援及び設備等維持作業にかかる履行報告
 - (6) その他監督員が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項
2. 点検記録簿の提出において次の各号に掲げる内容について、別途監督職員の指定する様式にて電子データを提出するものとする。
 - (1) 総合点検、個別点検、巡回点検の実施毎に、第1項の第2号から第4号に関するデータを、また点検結果整理票を指定様式にて速やかに監督職員へ提出するものとする。
 - (2) 機器障害に関する情報について状況の把握又は処置が完了した後、第1項の第3号及び第5号に関するデータを指定様式にて速やかに監督職員へ提出するものとする。
 3. 点検記録簿は、電子データによりCD-R等の電子媒体にて提出するものとする。
なお、受注者は、納品すべき成果物が完成した時点で、次の各号に掲げるとおりウイルスチェックを行うものとする。
 - (1) ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
 - (2) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。